

AZ
415
14



0023559-000

AZ-415-14

重要産業の統制に関する法律（
昭和6年法律第40号）解説

商工省臨時産業合理局

1933

ADD

昭9 昭9
AB AA
1390 1390

昭9
A A
1390

昭和9年4月9日

本誌發行所 展寄贈

昭和八年十一月

重要産業の統制に関する法律(昭和六年)解説

(昭和六年法律第四十號)

本印刷物の寸法は工業品規格
調査會決定に係る紙の仕上り規格
(昭和六年二月十日)中のA列5番
(商工省告示第十一號)に準據した
のである。



昭9
A A
1390

臨時産業合理局

A 8
415
14



目次

重要産業の統制に関する法律解説	一
一、立法趣旨	一
二、逐條説明	六
附 録	
重要産業の統制に関する法律	三
昭和六年法律第四十號施行に関する件	三
統制委員會官制	六
昭和六年法律第四十號第一條第二項ノ規定ニ依ル産業ノ種類	七

735319

昭和六年法律第四十號の施行期、施行の経過、施行の趣旨……………

臨時産業合理局……………

重要産業の統制に関する法律……………

重要産業の統制に関する法律の施行期……………

重要産業の統制に関する法律の施行の経過……………

重要産業の統制に関する法律の施行の趣旨……………

735319

重要産業の統制に関する法律（昭和六年法律第四十號）解説

臨時産業合理局

一、立法趣旨

本法制定の根本趣旨は、一言以て之れを盡せば、本邦産業界の無統制なる現状に鑑み、之に適正なる規律統制を與へ、産業界の不安定の根源を除去して斯業を安定せしめ、以て我産業界全體の繁榮を圖らんとするに在るのである。

本邦産業界の無統制の因つて來る所は決して新しいことでもなければ、又其の原因も決して一にして止まらないのである。然し乍ら歐洲大戰後の我産業界に於ては、此の無統制の缺陷が特に目立つて著しいものがある。之れは歐洲大戰中に異常に膨脹した生産設備が戦後の需給状態に調和しないことから生ずる生産過剰に其の主因があるのである。何れの産業たるを問はず、無秩序を暴露し無謀不當の競争を敢てし、甚だしきに至つては生産費を切つて賣つて居るものも尠くない有様である。斯くの如き無統制の結果は、産業界を極度の不安定に陥れ、斯くては産業の健全なる發達は到底望むべくもないのである。我産業界の缺陷を是正し經濟界の難局を

打開して、國民經濟全體の更生を圖るが爲めに行ふべき方策は素より種々あるべきも、百弊の根源とも云ふべき無統制の状態を改むるに非ざれば、他の方策は十分に其の効果を發揮するとは出来ぬと云つても決して過言ではない。各産業が無謀不當の競争の爲めに安定を缺いて居つては、圓滑なる金融の途をつけることも出来ず、又設備機械を改善し、技術の向上を計ることも困難である。更に之れを輸出品に付て見ると、我商品は海外市場に於て最初は必ず生産費の低廉と技術の優秀の爲めに外國商品に十分に對抗して其の販路を開拓するに拘らず、忽ちに折角の販路も身自ら我商人の手で破壊し我商品の聲價を傷けると云ふのが、遺憾乍ら屢々目撃する所である。又海外よりの輸入品に付て見るも、内國に於ける當業者の團結がなく、足並を亂して無謀競争をやつて居る爲めに、其の産業全體の基礎を薄弱ならしめ、十分に外國の統制ある斯業の秩序ある競争に對抗することが出来ぬのである。斯かる状態に放任して置ては、内部からの同業者間の競争の重荷に堪へ得ざる許りでなく、更に外部から來る外國の競争に壓迫せられて、終には當該産業の潰滅に至るべき惧すらあるものが尠くない。

敍上の現状に對する匡救策としては、何よりも先第一に斯業に適正なる規律統制を與へ、安定の基礎の上に産業の根幹を養はねばならぬ。之が爲めには各産業毎に當業者が一致團結して、

其の協同の力に依つて斯業を統制して一絲亂れざる規律の下に足並を揃へて行かねばならぬ。即ち本法定定の趣旨も此の點に存するものであつて、重要産業に従事する企業者の多數が統制協定に依つて一致團結して無謀の競争の弊を除き斯業を安定せしめんとする場合に於て、必要に應じ政府も適當の援助を與へ、以て我國國民經濟の健全なる發達を圖らんとする所以である。此の場合に於て十分に意を用ゐねばならぬことは、本法の趣旨とする斯業の適正なる統制と云ふことの意味を正當に理解すべきことである。單に弱小者が競争に堪へずして自己防衛の爲めに生産制限、價格の釣上等の姑息手段に依つて一時の難を免れんとするが如き遣方は、從來動もするとカルテルの名の下に行はれた事柄であるけれども、斯くの如き方法では決して斯業の適正なる統制を圖り、國民經濟全體の健全なる發達を期する所以ではない。本法の企圖する産業の統制の趣旨が斯かる遣方を助長し之を援助せんとするものでないことは言ふ迄もない所である。産業統制の庶幾する所は、無統制から生ずる弊を矯め、不當競争から生ずる産業上の損害を防止し、一絲亂れざる規律の下に良品を低廉に生産販賣せんとするに在る。生産費の低下に貢獻せないものは名を統制に假ると雖も、決して眞の産業の統制ではない。不當競争をやる爲に消費して居る費用の如きを省略することが、間接に生産費を低廉ならしめることは勿論であるが、現今の無秩序無規律の生産販賣状態に對し適當なる生産販賣の分野を定むるなら

ば、如何に生産費の低下に與つて力があることであらう。更に先きにも一言した通り今日の産業果の混亂が生産過剰に其の主因を置くものである以上は、適當に之れが整理を行はねばならぬことは當然である。之れが爲めには同業者が一致團結して、其の統制力の下に斯業全體の負擔に於て、能率の悪い工場は閉鎖するとか或は生産費の高くかゝる設備機械は之れを適當に整理するとかして、産業全體の生産費の低下を圖らねばならぬ。今日の如く國際的經濟競争の劇しい時に當つては、凡ての商品の生産費を國際的規準に迄引下げない限りは、到底外國品に對抗して其の産業の繁榮を圖ることは出來ぬのである。従つて本法に依つて我重要産業の統制を圖らんとするものは、敍上の點に深き考慮を拂はねばならない。

或は自由競争は改良進歩の母であつて、自由競争に放任することに依りて自然に優勝劣敗が行はれ、能率の悪い工場設備は淘汰せられるものであると云ふ理由から、本法の企圖する産業の統制の前途に危懼を有するものがないでもない。然し乍ら實際問題として産業の實情を攻究して見ると、斯くの如き優勝劣敗の結果は仲々容易に現はれるものではない。従て長い間の劇しい競争に放任せざるを得ないことになるのである。然るに其の放任の結果が何うなつたか云ふと、前にも繰返し述べた通り現在の無統制な不逞競争を現出したと云ふ次第で、能率の良い企業も生産費の低い工場も均しく手痛い損害を受けて居ると云ふ状態である。更に諸外國の

例に見るも又我國の實狀から云ふも、一度設備せられた機械や工場は容易に地上から消えるものではないと云ふ事實をはつきりと頭に置かねばならない。企業の經營の不引合の爲に特定の經營者は没落することがあるけれども、物的設備其のものには變りがなくて、更に第二第三の者に代つて經營せられて行くと云ふ有様である。故に之れ等の物的設備そのものに對する適當の整理が行はれない限りは競争は人を代へて持續せられ、其の度は益々劇甚を加へ、結局當該産業の基礎を危くすると云ふことになつて行くのである。茲に於て本法は斯くの如き現狀に即して大企業も中小企業も、能率の良い所も悪い所も打つて一丸となつて、斯業に對して公正なる統制を與へ、當該産業全體の能率を増進し、其の生産費の低下に貢獻せしめんとするものである。單に能率の良い少數者だけが假りに外國品に對抗してやつて行けるからと云つても、産業全體の統制が取れぬ限りは其の産業全體としては到底外國品に對抗出來ぬ結果となる外ないのである。斯くては當該産業全體の公正なる利益を保護し、國民經濟全般の健全なる發達を圖ることは出來ないことになるから、自己の工場は能率が良いから協定に加盟する必要がないと云ふ者があつても、時宜に依つては之れを強制して統制に服せしむる必要が出て來る譯である。政府は決して如何なる統制協定をも無條件に受け入れて、之れを統制に服せぬ未加盟者や加盟者に強行するものでないことは前に述べた所に依つて明かであると思ふが、更に法文を見

ると「當該産業の公正なる利益を保護し國民經濟の健全なる發達を圖る爲特に必要ある」場合に限つて統制服従命令を發することになつて居つて此の點は極めて明瞭である。更に名を統制に假りて何等生産費の低下に貢獻することなく、徒らに價格の釣上に依て消費者や他の産業を營む者に對して損害を與へるが如き協定に對しては、嚴重なる監督を爲し、變更取消の命令に依つて斯くの如き弊害を取締ること勿論である。要するに本法の企圖する産業の統制は、無謀競争から生ずる斯業不安定の弊を是正し、同時に競争から生ずる無駄を排除して、良品を廉價に生産販賣せしめんとする趣旨を有するものである。更に之れを分解して考へて見ると、無統制な産業に對して統制を與へる爲めに、一定の條件の下に當業者の自治的協定に依る統制に對して政府が助力すること、當業者の自治的協定に對して其の内容を公正ならしめる爲めに公益的見地からの監督を爲すことの二個の眼目を持つて居るのである。無統制混亂の状態に放任して無謀不當の競争を爲すことを抑止して規律統制の下に斯業の安定を圖ると共に、更に他の反面に於て、動もすれば名を統制に假りて獨占的横暴に陥るの虞なきを保し難いから、公益擁護の見地から監督取締を嚴にする必要があるのである。

二、逐條說明

第一條 重要ナル産業ヲ營ム者生産又ハ販賣ニ關シ命令ノ定ムル統制協定ヲ爲シタル場合ニ於テ同業者二分ノ一以上ノ加盟アルトキハ命令ノ定ムル期間内ニ之ヲ主務大臣ニ届出ヅベシ之ヲ廢止變更シタルトキ亦同ジ

前項ノ産業ノ種類ハ統制委員會ノ議ヲ經テ主務大臣之ヲ指定ス
前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル産業ヲ營ム者ハ命令ノ定ムル事項ヲ主務大臣ニ届出ヅベシ
本條は法律適用の基礎となるべき産業の種類及び統制協定の範圍を定むると共に、法律適用の出發點として必要事項の届出を規定して居る。

法律適用の基礎となるべき産業の種類は第五條に依つて設置せられた統制委員會の議を経て主務大臣の指定に依つて定められる。指定の標準に付ては法律は單に「重要ナル産業」と云ふのみで明確なる規準を規定して居らない。我國の現状から見ても適正なる統制を圖る必要のある産業は極めて多い。或は總ての産業が無規律無統制であると云つても過言ではあるまい。然し本法は素より總ての産業に廣く之れを適用する意圖を有せないことは「重要ナル産業」と云つて居ることから明らかである。而して一般に何が重要なる産業であるかの認定に際しては、生産額又は販賣額が相當の額に上ること、従業員數が相當數に上ること、我輸出貿易上重要なる關係を有すること、他の重要産業との間に密接なる關係があること等の事情が考慮せらるべき

ことと考へる。併しながら本法に所謂重要産業とは我國産業構成上重要な産業であつて且つ現下の状況に於て將來本法第二條又は第三條の適用を必要とする場合あるべきものを謂ふと解すべきである。決して重要産業の全部を指すものではない、即ち全然統制法に關係を有つて來ないやうな産業は假令如何に重要な産業と雖も指定に付ては問題にならない譯である。尤も指定に依て必ずしも直ちに本法第二條又は第三條の規定の適用が必至となつて來るのではない。指定せられた産業は統制協定の内容及統制の組織等を主務大臣に届出づべき義務を生ずるに止まり當然に第二條又は第三條の適用を生ずるものでないことは勿論である。第二條又は第三條の規定の發動の爲には更に各條に定められてゐる要件を具備することが必要であり且更めて必ず統制委員會に付議せられるのである。

現在のところ本法に基き統制委員會の議を経て指定せられた産業の種類は綿絲紡績業外二十一の製造業又は販賣業であるが勿論指定はこれに限られるわけではなく今後と雖も必要に應じて新に追加指定せられることであらう。指定せらるべき産業は素より商工大臣所管の産業許りでなく農林大臣及び逓信大臣所管の産業に及び得るものであつて本法の主務大臣は當然に産業の種類に依つて其の所管大臣を指すものと謂はねばならぬ。

本法は後にも述べる通り、全然統制のない産業や、統制が取れて居てもその程度の不十分なものに對して、一定の條件の下に強力なる統制の取れることを促進することを目的とすると共に、既に統制の取れて居るものに對しても公益的見地からの取締監督の必要あるものに付ては之れを監督して統制の公正を期することを目的とするものであるから、本條に依つて指定せらるる産業中には自ら此の二種類のものがある譯である。

更に本法適用の基礎となるべき統制協定の範圍に付ては法律は更に生産又は販賣に關するものに限定して其の他の具體的内容は之れを命令の規定に委任して居る。抑も統制協定と云ふ言葉は法律用語としては全然新しい字句である。統制と云ふ言葉は無制限なる自由競争から生ずる無秩序の状態を匡救する爲めに、自由競争を制限して需給の關係を秩序ある状態に規律することを意味する。此の意味に於ける産業界の統制は各種のトラスト及カルテル、コンツェルン等に依りて行はるる所である。本法の規律せんとするものは協定に加盟する者が同種の産業を營む者であつて且つ獨立の營業者たる地位を失はざるもの即ちカルテルに依る統制である。合同の形式を採るトラストや各種の産業を包括するコンツェルンは之れを包含して居らぬ。カルテルの範疇に屬すべきものであつても生産又は販賣に關せざるもの、例へば銀行の預金利率の協定、保險會社の保険料率の協定、陸運又は海運に關する運賃協定の如きは本法の適用を受けない。生産又は販賣に關する統制協定であつても其の種類は協定の内容から色々に分類出來る。

歐米先進國の例に見るも又我國の實狀から見ると其の種類は仲々複雑多岐である。其の最も普通に行はれ居るものは操業短縮又は生産制限に関する協定、生産分野に関する協定、注文割當に関する協定、販賣價格に関する協定、販路に関する協定、共同販賣に関する協定等である。

本條第一項の規定に依り届出つべき統制協定は施行命令に依り(一)生産制限又は操業短縮に関する協定(二)生産分野に関する協定(三)注文割當に関する協定(四)販賣價格其他之に影響を及すべき取引條件に関する協定(五)販路に関する協定(六)販賣數量に関する協定(七)共同販賣に関する協定と定められて居る。(施行命令第一條)而して統制協定の性質が私法上の一の契約であつて、組合契約又は之に準ずべき無名契約と解すべきものなることは言ふ迄もない。

前述の通り主務大臣の指定する産業に存する一定の統制協定であつても悉く届出を要する譯ではない。更に同業者の過半数の者が之れに加盟するものであることを必要とする。同業者の範圍は主務大臣の産業の指定に依つて定まる譯である。重要物産同業組合法や工業組合法の場合と異り主務大臣は商品や工産品を指定するものではなくして、産業そのものゝ指定である。従つて例へば小麦粉製造業、銑鐵製造業、棒鋼製造業、揮發油製造業又は揮發油販賣業の如きは生産設備や生産能力或は販賣高を限定して指定せられて居り、又洋紙製造業や板紙製造業の

如きは生産品を特殊のものに限定して指定せられて居る。要は本法を適用すべき必要のある産業を出来るだけ、具體的に明確に指定し依つて以て同業者の範圍を明瞭ならしめ、其の二分の一以上の加盟ある統制協定に對して本法を適用せんとするものである。

本條に依つて届出を爲すべき事項は二個の場合がある。第一は第一項の届出事項であつて第二は第三項の規定に依る届出である。

第一項に依る届出に付ては施行命令第二條に定められて居る、即ち産業の種類、協定事項の内容、統制の組織等を届出るのである。産業の種類に付ては統制を爲しつゝある産業の範圍を成るべく明確に示すべきである。協定事項に付ては施行命令の第一條に該當する協定は凡て之を届出づる必要があり従て之に関する規約あるときは其の規約は勿論施行細則又は單なる決議等如何なる形式を以てするを問はず苟も統制に関する事項に關係あるものは凡て之を届出づる必要がない。統制の組織に關しては統制協定を實行する爲に組合其他の機關を設けるものに在つては其の組合に加入する組合員の資格範圍並に組合内部の組織等を明にすべき規約其他の申合せを悉く届出づべきである。尙全國を地方的に區分して統制を實行するものに在つては其の組織等を明にしなければならぬ。

次に届出の形式に付ては本來協定加盟者が各別に届出づる義務があるものであるが便宜加盟

者連署の上届出を爲すか或は又加盟者の委任状を添附して加盟者の中より代表者を定めて商工大臣宛届出ても差支ない、届出の期間は統制協定成立の日から三週間内である、若し今後新なる産業が指定せられた場合には當該産業に關する統制協定で本條所定の條件に合致するものは右指定の日から三週間内に之を届出づべきである、尙又以上の届出事項を變更廢止したときは變更廢止の日より三週間内に之を届出でねばならぬ。

本條第一項の届出に依つて從來は當業者間の秘密協定であつたものも、公にせらるゝ譯で、主務大臣は之れに依つて統制協定の内容、統制の組織方法等を明にし必要に應じて第二條以下の規定の適用の基礎とする次第である。官廳に届出でること自體が從來の協定内容の秘密に對する變革であると共に、政府は必要に依つては之れを公示する旨を言明して居る。此の點に付ては更に第三條の規定に關聯して同條の説明の際に一言することにした。

以上は本條第一項の規定に依る届出であるが、本條第三項に依て届出づべき事項は施行命令の第四條に定められて居る。同條に依れば以下述ぶるところの三個の書面を主務大臣に提出すべきことになつて居る。即ち第一は氏名又は名稱、營業所及工場の位置並に生産の設備及能力を記載したる書面であつて、産業の指定の日又は營業開始の日より三週間内に提出すべく若し右に記載したる事項を變更したるときは變更したる日より三週間内に届出づることを要する。尙

此の場合に注意すべきことは、數個の營業所及工場を有するものに在りては各別に其の所在地（府縣郡市町村番地）を記載し、設備は各工場別に設備の型式名稱等を示し設備の概要を知るに足るべき事項を、又能力は工場別の生産能力を夫々記載すべきことである。第二は毎月の生産高、毎月の販賣數量及販賣價額並に毎月末の在庫高を記載したる書面であつて、統制をとりつつある品種別に記載し翌月二十日迄に提出することを要する。第三は財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益の處分に關する書面であつて、毎事業年度經過後遲滞なく提出すべきことになつて居る。従つて年二回以上決算を爲すものに在りて決算期毎に提出することを要する。營業を休止又は廢止したるときは三週間内に之を主務大臣に届出づべきこととせられて居る。

第二條 主務大臣前條ノ統制協定ノ加盟者三分ノ二以上ノ申請アリタル場合ニ於テ當該産業ノ公正ナル利益ヲ保護シ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ統制委員會ノ議ヲ經テ當該統制協定ノ加盟者又ハ其ノ協定ニ加盟セザル同業者ニ對シテ其ノ協定ノ全部又ハ一部ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

本條は云ふ迄もなく第三條と共に本法の二大眼目を爲すものである。我産業界に對して適當なる規律統制を與へる越旨から、當該産業に存する統制協定に援助を與へんとするものである。

即ち當該産業を營む者の間に統制協定が存して居るに拘らず、未加盟者があつて當該産業全體の統制が圖られぬとか、或は一部の加盟者が協定に違反して統制を亂して居ると云ふやうな場合に、加盟者多數の申請に基き主務大臣は統制委員會の議を経て之れ等の統制を紊りつゝある者に對して統制に服従すべき旨の命令を發して之れを強行せんとするものである。協定未加盟者が協定に定むる事項に従ふことを要せないのは協定の性質上當然である。又加盟者は本來協定に定むる事項に従ふべき協定上の義務がある。之れを從來の契約自由の原則、自由競争を不滅の大原則とする思想から云ふならば其の儘に放任して當事者の自治的解決に委すべきであらう。然し乍ら我國の産業界の現状は此儘に放任することを許さない状態である。自由競争は無謀不當の競争となり、之れが爲めに當該産業全體の公正なる利益は害せられ、國民經濟上の由々しい危機をさへ招來するの虞がある。茲に於て國權の發動に依つて産業の統制を圖る爲めに、統制協定の效力を強化せしめやうと云ふのである。本來協定の效力の及ばない未加盟者に迄統制力を及ぼし、當事者の自治的制裁に依りて目的を達し得ない加盟者の協定違反に對しても國權の發動に依りて統制に服せしめやうと云ふのである。

本條は統制協定の存在することを前提とする。協定なき場合に強制して協定を作らしめるものではない。單に既存の協定の效力を強化せしめる爲めに、行政權に依る援助を與へんとするのである。此のことは直接には協定の目的とする統制力を強大のものとするものであるから、之れに依つて當該産業の統制を圖ることを得ることとなる譯であるが、間接には統制協定の效力を有力ならしめる結果は自然に統制協定を締結する機運を促進する結果となるであらう。惟ふに從來の如く全然自治的協定に委することは當該産業を營む者の自制心と協力の精神を前提としない限り其の協定の協力は薄弱たるを免れない。從來の我國の實例は遺憾乍ら此の弱點を暴露して居るものが甚だ多い。此の事は營業者間に統制協定を締結しやうと云ふ機運を著しく妨げて居る。協定の統制力が保證せらるゝことは間接に協定の成立を促進することとなるものと信ずる。

本條に依り主務大臣が命令を發するには、左の條件を具備せねばならぬ。

(イ) 第一條の統制協定の加盟者三分の二以上の申請あること

第一條第二項の規定に依つて指定せられた産業に付て同條に掲ぐる條件を具備した統制協定の存在することを前提とする。全然協定の存在しない場合に本條の適用なきことは勿論、主務大臣が指定した産業以外のものには適用ないのである。

協定の加盟者の三分の二以上の申請を要件と爲したる理由は、本條は各人の營業の自由に對し重大なる制限を加ふる結果となるが故に、本條の命令を發するに當りては協定加盟者の多數

の意見を尊重せんとする趣旨に外ならない、尙此の申請を爲さんとする者は申請書に其の事由を詳記し連署の上主務大臣に提出すべきことになつて居る。(施行命令第五條)

(ロ) 當該産業の公正なる利益を保護し國民經濟の健全なる發達を圖る爲め必要なこと

此の條件は本條發動の實質的條件とも云ふべきものである。主務大臣が本條に依り統制に服せざる者に對し統制協定に定むる統制に服すべき旨の命令を發するのは、協定加盟者の利益を擁護せんとするものではなくして當該産業全體の公正なる利益を保護し更に國民經濟全般の健全なる發達を圖る爲めに、公共の福利を増進すると云ふ見地に立つて右の命令を發するものであることを明瞭にしたものである。

「當該産業ノ公正ナル利益ノ保護」と云ふのは、當該統制協定が協定の存する産業全體の利益増進に裨益する事實のあることを前提とし、統制に服せざる者がある爲めに當該産業全體の利益が害せられる場合に本條の命令を發して適當なる統制を圖らむとする趣旨を明にしたものである。「公正ナル利益」を保護するものであつて、徒らに當該産業を營む者の利益を不當に厚く保護するものではない。又當該産業全體の利益増進を目的とするものであつて、一部の企業者の利益を擁護する趣旨でもない。

「國民經濟ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲必要ナルトキ」の要件は本條に依る命令が單に一産業の利益保護の爲めのみを發せられるものではなくして、之れと關聯する他の産業とか或は一般消費者の立場をも十分に考慮して、我國民經濟全般の發達を圖る爲めに必要な場合に限つて之れを發するものであることを明定したものである。

抑も國民經濟と云ふ言葉は一國民全體の生産、交易、消費に關する經濟生活を綜合指稱するものである。人類の經濟生活は文化の發達と共に其の經濟單位が擴大せられて來たことは經濟史の教ふる通りである。現在に於ては吾々は一國を經濟單位として其の中に於て各種の産業が營まれ、互に相牽連して生産交易消費が行はれて居る。所謂國民經濟の時代である。本法に規定する「國民經濟ノ健全ナル發達」と云ふことも、此の状態に鑑み、我國民全體の生産交易消費に關する經濟生活を健全に發達せしむることを意味するものである。之れが爲めには當該産業の外之れと牽連關係を有する他の産業は勿論、一般消費者の關係も十分に考慮して之れ等の全體を包括して其の影響を攻究せねばならぬこと當然である。

(ハ) 統制委員會の議を経ること

本條に依つて發する命令の重大性に鑑み、統制委員會に付議することを法律上の要件と爲したるものである。

本條に依つて發せらるゝ命令の内容は、統制協定の全部又は一部に依るべきことである。前

にも述べた通り統制協定を締結すべきことを命ずるものでもなく、又既存の協定に加盟すべきことを命ずるものでもない。此の命令を受くる者は當該統制協定の統制に従はない加盟者又は未加盟者である。

(a) 加盟者に對する場合

加盟者は元來當該協定上の義務として、他の加盟者に對して協定上の義務を履行せねばならぬこと云ふ迄もない。而して此の加盟者の内部關係に於て協定事項履行の義務は私法契約上の義務であるから、其の債務不履行に對しては司法裁判所に於て履行を命じ得ること勿論である。本條に依る主務大臣の命令は、かゝる私法契約上の債務履行を命ずるの趣旨ではなくして、國民經濟的見地から其の健全なる發達を圖る爲めに當該協定の全部又は一部を該統制に服従しない者に對して強制して統制に依らしめやうと云ふのである。而して此の場合には敢て加盟者たると否とに依つて差異を設けない趣旨に出でたものである。本來協定加盟者に於ては自治的に私法上の關係として其の協定の内容に従つて統制が取れて行くべき筈である。我國の實狀は遺憾乍ら加盟者の自治に依つて協定内容たる統制の確保が出来ぬのが一般の例である。加盟者間の利益保護の問題に止まる限りは行政權發動の餘地はあるまい。然し乍ら先きにも屢々繰返した通り當該産業全體の公正なる利益を保護し國民經濟の健全なる發達を圖る必要から我産業界の宿弊を取除かんとすれば、加盟者に對する關係を私益保護の手段にのみ放任して置く譯には行かぬのである。

(b) 未加盟者に對する場合

協定に加盟して居らぬ者が、私法上の協定に定むる統制に従ふべき義務のないことは明白の理である。又協定に加盟するや否やも當事者の自由意思に依つて決定せられることも勿論である。従つて此の意味に於て未加盟者は合法的である限りは、如何なる行動に出でても他の同業者に對して何等の責を負ふものではない。之れが從來一般通念とされた營業の自由又は自由競争の考である。然し乍ら斯業の統制を圖る爲めに多數の同業者間に協定が出来たとするも、一部の未加盟者が外部から競争して統制を亂して居る限りは統制の効果は舉り得ないのである。依つて當該産業の統制を圖り國民經濟の健全なる發達を圖る必要がある場合には、未加盟者に對しても協定の全部又は一部に依るべきことを命じやうと云ふのである。此の命令に依つて未加盟者が當然加盟者となる譯でもなければ、協定に加盟すべき義務を生ずるものでもない。單に命令事項たる協定の事項を遵守する義務が生ずるのである。此の義務を履行する爲めには協定に加盟することを便宜とする場合が多からう。然し其の加盟は加盟者と當該未加盟者との間の協定に依つて生ずるものであつて、假令協定に加盟せざるも統制に服すべきこと素より云ふを

俟たぬ。斯くの如く未加盟者に對して協定の全部又は一部に依るべきことを命ずることは營業の自由に對する重大なる制限であるが、右は決して本法の創案ではない。既に工業組合法第八條及輸出組合法第九條に其の例が存する。

第三條 主務大臣第一條ノ統制協定ガ公益ニ反シ又ハ當該産業若ハ之ト密接ナル關係ヲ有スル産業ノ公正ナル利益ヲ害スト認ムルトキハ統制委員會ノ議ヲ經テ其ノ變更又ハ取消ヲ命ズルコトヲ得

本條は第二條の規定と並ぶべき本法の他の眼目である。即ち第二條の規定は重要産業の統制を促進するが爲めに當該産業に存する統制協定の効力を強化することを目的とするものであるが、本條は統制協定が其の本來の目的を逸脱して公益に反し又は當該産業若しくは之れと密接なる關係を有する産業の公正なる利益を害することのないやうに公益的の見地から監督せんとするものごである。

本條は云ふ迄もなく第二條に依る主務大臣の命令が發せられた統制協定に付てのみ適用があるのではない。斯くの如き法律の援助を俟たずして自治的に統制の實を擧げて居る協定に付ても第一條第二項に依つて指定せられたる産業に關するものである限りは其の適用がある。従つて若しかゝる協定が顯著なる弊害を伴ふときは協定の變更又は取消を命ぜられることとなる譯である。

諸外國のカルテル取締の方法を通觀すると其の具體的方法には多少の相違があるけれども、大體に於て公示に依りて輿論の制裁に俟つと云ふ方法与協定其のものを廢止變更することの二つに歸することが出来る。而して公示の最も徹底したるものは諾威の登記主義である。米國、獨逸に於ては登記は要求しないけれども適當の方法に依りて之を公示することにして居る。本法に於ても第一條に依りて届出でしめたる事項は必要に應じ之れを公表することに依りて之れ等諸外國の立法例と略同様の監督の効果を擧げ得ることとなる。又本條に依る協定の取消變更命令は取締方法の本體として諸外國の立法例と其の趣旨を一にして居る。

本條に依つて協定の變更又は取消を命ぜられる場合は左の三の場合である。

(イ) 公益に反するとき

價格を不當に釣り上げて一般消費者の利益を不當に侵害するが如き場合は公益に反する顯著なる場合である。抑も公序良俗に反する事項を目的とする協定の無効なることは民法第九十條の明定する所である。永きに亘つて競争を全然排除することを目的とする協定が有効なりや否や又仲間の利益擁護の爲めに不當に價格を釣上げることが目的とする協定の効力如何と云ふやうなことは民法上議論があらう。然し本條は單に行政上の監督の見地から一般の公共の利益を

擁護せんとするものであつて其の協定の効力の有効無効を決する標準とは必ずしも一致する必要はないのである。獨逸に於ても民法の規定の外に一九二三年のカルテル取締法には公安に反するカルテルの無効を宣言することを規定して居る。

カルテルの弊害の最も顯著な場合は云ふ迄もなく價格の釣上又は其の低下を妨ぐることに依る消費者の利益の侵害である。消費者の立場に限つて考へるときは物價は安い程望ましいことは勿論である。然し乍ら國民經濟全體の立場又は産業行政の見地から論ずるときは此の低物價と云ふことに自らなる制限のあることは云ふ迄もない。即ち原價を切つての値段は決して健全なる状態ではない。理論的に云へば平衡の取れた値段と云ふことが一番望ましい譯である。カルテルの本質が價格の騰貴に在るや否やはカルテルの成功したる歐米の實例に付て見るときは反對の結論に到達せねばならぬものが最近特に多い。カルテルの理論が獨占價格から生産費低下に修正せらるべき機運が漸次濃厚となつて居るが、然し現状は必ずしも此の理論通りには行つて居らない。平衡を得たる價格と云ふことも云ふは易くして實現は困難である。此の意味から各國に於けるカルテル取締の法規が制定せられて居る譯で、本條の制定の理由も茲に在る次第である。

(四) 當該産業の公正なる利益を害するとき

統制協定は本來當該産業の利益を保護する爲めに存するものであつて、當該産業の利益と相容れない場合に尙存續することは一般には豫想出來ぬけれども、協定成立當時には當該産業全體の利益と合致したけれども其の後經濟界の事情の變更に依り加盟者の一部の者に取りては利益なるも他の者に取りては不利益なることとなることも想像に難くない。然かも協定中に定められた存續期間又は廢止變更に關する規定の關係上之れが廢止變更が出來ぬ場合等に於て主務大臣は當該産業全體の公正なる利益を保持する爲めに必要なるときは協定の廢止變更を命ぜんとするものである。

(ハ) 當該産業と密接なる關係を有する産業の公正なる利益を害するとき

統制協定が當該産業の利益増進には効果があるけれども之れと密接なる關係ある他の産業の公正なる利益を侵害する場合は動もすれば之れを惹起する虞がある。例へば原料の生産業に關する統制協定が不當に價格の釣上げを爲して此の原料に加工する工業の利益を不當に侵害するが如き場合は其の適例である。統制協定に依つて不特定多數の者の利益が不當に侵害せられる場合は公益に反するものとなるべきも、特定の産業を營む者の利益を侵害する場合は頭記の場合に該當することとなるのである。

本條に依つて發せられる主務大臣の命令は統制協定の取消變更を命ずる所謂下命處分であ

る。此の命令に依つて協定が當然に取消變更せられるのではなくして、此の命令を受けたる者が協定を變更又は取消すべき義務を生ずるものである。而して本條に依る命令は加盟者に對して各別に發せられるものであるから、加盟者が各別に取消變更の義務が生ずる譯である。

第四條 主務大臣第一條ノ統制協定ニ對スル監督上必要アリト認ムルトキハ統制協定ノ加盟者ニ對シ又ハ協定ニ加盟セザル同業者ニシテ第二條ノ規定ニ從ヒ協定ニ依ルベキコトヲ命ゼラレタル者ニ對シ業務ニ關シ検査ヲ爲シ又ハ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

從來自由に放任せられた統制協定が一定の制限の下に、本法に依つて規律せられることとなつた結果は、其の監督上必要なる範圍に於て業務上の検査を爲し又は必要事項の報告を爲さしめんとするのが本條の趣旨である。蓋し第二條の統制に依るべき旨の命令を發するの要ありや否や、又第三條の協定の取消變更命令を發するの要ありや否やと云ふやうなことを決定する際には協定の加盟者や統制に依るべきことを命ぜられたる未加盟者に對して場合に依り必要に應じて業務上の検査を爲し又は必要事項の報告を徴するの要があるからである。

本條は本法適用の徹底を期する爲めに設けられたものであるから、其の適用せられる協定は第一條に依りて届出を爲す義務ある統制協定に限られること當然である。而して斯くの如き統制協定に加盟する者に對しても廣く無制限に業務上の検査を爲し又は報告を命ずるものではない。

い。法文に明定せられて居る通り、「第一條ノ統制協定ニ對スル監督上必要アル」ことを必要とするのである。故に例へば或會社が數種の營業を兼營する場合に於て單に其の中の一營業に付てのみ統制協定が存する場合の如きに於ては當該營業に關する限りに於て検査を受け又は報告を爲す義務があるのである。更に其の義務は業務に關するのみであつて財産上の關係に及ばない。

検査を受け又は報告を爲す義務ある者は第一條の統制協定の加盟者及び協定に加盟せざるも第二條の規定に基いて協定に依るべきことを命ぜられたる者の兩者である。

第五條 本法ニ定ムルモノノ外統制委員會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

統制委員會は本法の運用上極めて重要な職責を有するものである。本法に於ても第一條、第二條及び第三條に於て夫々同委員會の議を經べきことを明定して居るが、之れ等の事項に限らず本法の運用上重要な事項に付ては主務大臣は統制委員會に諮つて法律運用の萬全を期せんとして居る。従て同委員會に付ては更に其の組織權限等に關して詳細なる規定を設くるの必要がある。

惟ふに本法は我國に於ける此の種立法の最初のものである許りでなく、其の及ぶ所は重要産業の生産業者及び販賣業者は勿論、消費者の利害に關する所も甚だ多いのである。故に本法律

の運用に關しては特に諸般の事情を十分に考慮して經濟界の實際に即して我國民經濟全體の健全なる發達を助長促進することに留意せねばならない。此の意味に於て公平にして然も實際に通曉する學識經驗ある者を中心とする委員會を設置して其の審議に俟つて本法運用の遺憾なきを期せんとすることが立法の趣旨である。

本條に基き昭和六年八月十日勅令第二百九號を以て統制委員會官制が公布せられ翌日から施行せられた。それに依ると統制委員會は商工大臣の監督に屬し會長一人及十八人以内の委員を以て組織せられ必要ある場合には臨時委員を置くことが出来ることになつて居る。會長には商工大臣自ら之に當つて會務を總理し委員及臨時委員は商工大臣の奏請に依り學識經驗ある者及關係各廳高等官の中から内閣に於て之を任命する。勅令施行と共に直に十八人の委員が任命せられた。統制委員會の職務は先にも陳べた通り本法第一條第二項、第二條及第三條に依り其の權限に屬せしめたる事項を調査審議するに在るのであるが、その外關係各大臣の諮問に應じ重要産業の統制に關する重要事項を調査審議することになつて居る。又委員會には重要産業の統制に關する事項に付關係各大臣に建議する權限が付與せられて居る。

第六條 第一條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第一條第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二項ノ過料ニ付之ヲ準用ス

本條は第一條の届出義務に違反したる者に對する罰則である。第一項の届出義務違反者に對しては五百圓以下の過料、第三項の届出義務違反者に對しては百圓以下の過料が課せられるのである。

過料は罰金とは違つて民事上の秩序罰である。従つて其の徴收の手續に付ては民法上の過料徴收に關する非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定が準用せらるのである。

第七條 重要ナル産業ヲ營ム者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ千圓以下の罰金ニ處ス

一 第二條ノ規定ニ依ル主務大臣ノ命令ニ違反シ當該統制協定ニ依ラザルトキ

二 第三條ノ規定ニ依ル主務大臣ノ命令ニ從ハザルトキ

本條は第二條又は第三條の命令に從はざる者に對して千圓以下の罰金を科し、以て命令の履行を期せんとするものである。蓋し前にも述べた通り第二條及び第三條の規定は本法の二大眼目である。従つて第二條の統制に服従すべき旨の命令又は第三條の變更取消命令に從はないことは本法全體の趣旨を蹂躪することになるから、特に刑罰の制裁に依らんとするものである。本條の罰則に觸るゝ場合は法文に明定する通り第二條の規定に依る主務大臣の命令に違反し當該統制協定に依らざるとき及び第三條の規定に依る主務大臣の命令に從はざるときとの二個の場

合である。前者の命令を受くる者は第二條に於て説明したる通り統制に依らざる加盟者又は未加盟者である。後者の場合は各加盟者に對して各別に命令が發せられるものであるから、若し此の命令に従はないときは各別に本條の制裁を受くること勿論である。

第八條 第四條ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ同條ノ規定ニ依リ命ゼラレタル報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四條の検査を受けることを拒絶若くは妨害し又は報告義務を正當に履行しない者に對しては其の制裁として三百圓以下の罰金が科せられるのである。本條に依つて處罰せられる者は第七條の場合とは異つて事業の經營者ではなくして現實に検査を妨げたる者又は報告に付本條に該當する行爲を爲したる者である。

第九條 重要ナル産業ヲ營ム者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第七條ノ罪ヲ犯シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第七條の罪は其の性質上事業主が之れを犯したるときにのみ犯罪を構成するのである。従つて本來其の代理人、戸主、家族、雇人其の他の從業者が之れを犯したとするも犯罪を構成せぬのである。従つて本條がないとすると事業主は動もすれば從業者が命令に違反したのであつて

然かも自己の指揮に出でざることを理由として處罰を免れる虞があるから、斯くの如き事態の起らぬやうに本條が設けられた譯である。

本條は第七條の罪に付てのみ適用があるのである。第八條の罪に付ては前述の通り事實上の行爲者を處罰するものである。又過料に付ては本條及び第十條の如き規定を爲さないことが從來の一般例であるけれども判例は本條及び第十條の趣旨に依つて其の適用を爲して居る。

第十條 第七條ノ規定ニ依リ重要ナル産業ヲ營ム者ニ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第七條は事業主處罰の規定であつて、第九條に於て從業者が罪を犯したる場合に於ても事業主を處罰することとして其の勵行を期することにして居るが、更に本條に於ては該事業主が法人なるときは理事、取締役等の業務執行役員に第七條の罰則を適用することとし、又未成年者又は禁治産者に付ては其の法定代理人に之れを適用する旨を規定し以て處罰の目的を達せんとするものである。所謂法人處罰の主義を取らずして理事者處罰の主義を取つたのである。蓋し千圓の罰金は本法の場合に於ては金額に於て必ずしも多額と云ふことは出來ぬけれども、罰金

刑を理事者に科することに依り十分に處罰の目的が達せられるものと考へられる。

x x x x x

以上を以て大體逐條的の説明を終つたが、最後に一言附け加へて置きたいことは附則に於て本法の有効期間を施行後五年間と爲したことである。本法は前にも述べた通り我産業界の現狀に鑑み最も必要なる立法であるけれども、反面に於て從來の通念とせられた營業の自由に對して重大なる制限を加へることを規定するものであるから、永久的立法とするに付ては考慮の餘地がある。此の意味から臨時的立法なる趣旨を明瞭にする爲め特に法律を以て有効期間を制限したものである。従つて法律の改正を行はざる限りは施行五年を経過することに依り當然に本法は其の効力を失ふものである。併しながら本法の施行期間内に爲された本法又は本法に基きて爲す處分に違反する行爲に付ては本法に定められた罰則は本法施行期間經過後と雖も仍之を適用すべき旨を明定し（附則第三項）以て取締の徹底を期して居る。

附 錄

重要産業ノ統制ニ關スル法律(昭和六年四月一日
法律第四十號)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル重要産業ノ統制ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理、商工、
農林、通信)

大臣
副署

第一條 重要ナル産業ヲ營ム者生産又ハ販賣ニ關シ命令ノ定ムル統制協定ヲ爲シタル場合ニ於テ同業者二分ノ一以上ノ加盟アルトキハ命令ノ定ムル期間内ニ之ヲ主務大臣ニ届出ヅベシ之ヲ變更廢止シタルトキ亦同ジ

前項ノ産業ノ種類ハ統制委員會ノ議ヲ經テ主務大臣之ヲ指定ス
前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル産業ヲ營ム者ハ命令ノ定ムル事項ヲ主務大臣ニ届出ヅベシ
第二條 主務大臣前條ノ統制協定ノ加盟者三分ノ二以上ノ申請アリタル場合ニ於テ當該産業ノ公正ナル利益ヲ保護シ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲テ必要アリト認ムルトキハ統制委員會ノ議ヲ經テ當該統制協定ノ加盟者又ハ其ノ協定ニ加盟セザル同業者ニ對シテ其ノ協定ノ全部又ハ一部ニ依ルベキコトヲ命ズルコト得

第三條 主務大臣第一條ノ統制協定ガ公益ニ反シ又ハ當該産業若ハ之ト密接ナル關係ヲ有スル産業ノ公正ナル利益ヲ害スト認ムルトキハ統制委員會ノ議ヲ經テ其ノ變更又ハ取消ヲ命ズル

コトヲ得

第四條 主務大臣第一條ノ統制協定ニ對スル監督上必要アリト認ムルトキハ統制協定ノ加盟者ニ對シ又ハ協定ニ加盟セザル同業者ニシテ第二條ノ規定ニ從ヒ協定ニ依ルベキコトヲ命ゼラレタル者ニ對シ業務ニ關シ検査ヲ爲シ又ハ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第五條 本法ニ定ムルモノノ外統制委員會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 第一條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第一條第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二項ノ過料ニ付之ヲ準用ス

第七條 重要ナル産業ヲ營ム者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二條ノ規定ニ依ル主務大臣ノ命令ニ違反シ當該統制協定ニ依ラザルトキ

二 第三條ノ規定ニ依ル主務大臣ノ命令ニ從ハザルトキ

第八條 第四條ノ検査ヲ拒ミ、妨グ若ハ忌避シ又ハ同條ノ規定ニ依リ命ゼラレタル報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條 重要ナル産業ヲ營ム者ハ其ノ代理人、戶主、家族、雇人其ノ他ノ從業者が其ノ業務ニ關シ第七條ノ罪ヲ犯シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ

得ズ

第十條 第七條ノ規定ニ依リ重要ナル産業ヲ營ム者ニ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和六年勅令第二百八號ヲ以テ昭和六年八月十一日ヨリ施行)

本法ハ施行後五年間ヲ限リ其ノ效力ヲ有ス

前項ノ期間内ニ爲サレタル本法又ハ本法ニ基キテ爲ス處分ニ違反スル行爲ニ付テハ本法ノ罰則ハ前項ノ期間經過後ト雖仍之ヲ適用ス

昭和六年法律第四十號施行ニ關スル件 (昭和六年八月十日商工、農林、逓信、省令)

改正 昭和八年三月二十三日商工、農林、逓信省令

第一條 昭和六年法律第四十號第一條第一項ノ規定ニ依リ届出ツベキ統制協定左ノ如シ

一 生産制限又ハ操業短縮ニ關スル協定

- 二 生産分野ニ關スル協定
- 三 注文割當ニ關スル協定
- 四 販賣價格其ノ他之ニ影響ヲ及スベキ取引條件ニ關スル協定
- 五 販路ニ關スル協定
- 六 販賣數量ニ關スル協定
- 七 共同販賣ニ關スル協定

第二條 昭和六年法律第四十號第一條第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲ス場合ニ於テハ産業ノ種類、協定事項及統制ノ組織ヲ記載シタル書面ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三條 昭和六年法律第四十號第一條第一項ノ規定ニ依ル届出ハ統制協定成立ノ日若ハ同條第二項ノ規定ニ依ル指定ノ日又ハ變更廢止シタル日ヨリ三週間内ニ之ヲ爲スベシ

第四條 昭和六年法律第四十號第一條第三項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲ス場合ニ於テハ左ニ掲グル書面ヲ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 氏名又ハ名稱、營業所及工場ノ位置並ニ生産ノ設備及能力ヲ記載シタル書面
- 二 毎月ノ生産高、販賣高（數量及價額）及毎月末ノ在庫高ヲ記載シタル書面
- 三 財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益ノ處分ニ關スル書面

前項第一項ノ書面ハ昭和六年法律第四十號第一條第二項ノ規定ニ依ル指定ノ日又ハ營業開始ノ日ヨリ三週間内ニ、第二號ノ書面ハ翌月二十日迄ニ、第三號ノ書面ハ每事業年度經過後遲滞ナク之ヲ提出スベシ

第一項第一號ノ書面ニ記載シタル事項ヲ變更シタルトキハ變更シタル日ヨリ三週間内ニ之ヲ主務大臣ニ届出ツベシ營業ヲ休止又ハ廢止シタルトキ亦同ジ

第五條 昭和六年法律第四十號第二條ノ規定ニ依ル申請ヲ爲サントスル者ハ申請書ニ其ノ事由ヲ詳記シ連署ノ上之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第六條 本令中主務大臣トアルハ商工大臣所管ノ産業ニ在リテハ商工大臣、農林大臣所管ノ産業ニ在リテハ農林大臣、逓信大臣所管ノ産業ニ在リテハ逓信大臣トス

附 則

本令ハ昭和六年八月十一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

（昭和八年三月二十三日）
（商工、農林、逓信、省令）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

統制委員會官制

(昭和六年八月十日)
勅令第二百九號

朕統制委員會官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム (總理、商工大臣副署)

第一條 統制委員會ハ商工大臣ノ監督ニ屬シ昭和六年法律第四十號第一條第二項、第二條及第

三條ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審議ス

委員會ハ前項ノ外關係各大臣ノ諮問ニ應ジ重要産業ノ統制ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

委員會ハ重要産業ノ統制ニ關スル事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 委員會ハ會長一人委員十八人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

前項定員ノ外必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者及關係各廳高等管ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ商工大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 委員會ニ幹事ヲ置ク商工大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 委員會ニ書記ヲ置ク商工大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ昭和六年八月十一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年法律第四十號第一條第二項ノ規定ニ依ル産業ノ種類

(昭和六年十二月五日)
商工省告示第六十四號

昭和六年法律第四十號第一條第二項ノ規定ニ依ル産業ノ種類左ノ通り指定ス

綿絲紡績業

絹絲紡績業

人造絹絲製造業

洋紙 (印刷用紙、筆記用紙、圖畫用紙、模造紙及新聞用紙) 製造業

板紙 (五オンス以上ノモノ) 製造業

カーバイド製造業

- 晒粉製造業
- 硫酸製造業
- 酸素製造業
- 硬化油製造業
- セメント製造業
- 小麥粉製造業（日産能力五百バール以上ノモノ）
- 銑鐵製造業（高爐ヲ以テ常時月額三千吨以上ノ生産ヲ爲スモノ）
- 合金鐵製造業
- 棒鋼製造業（自製鋼塊ヲ用キテ常時月額百吨以上ノ生産ヲ爲スモノ）
- 山形鋼製造業（常時月額百吨以上ノ生産ヲ爲スモノ）
- 鋼板製造業（常時月額百吨以上ノ生産ヲ爲スモノ）
- 線材製造業
- 銅又ハ眞鍮ノ壓延板（「セバ」又ハ「ノベ」ト稱スルモノヲ除ク）製造業

（昭和七年十一月四日
商工省告示第四十九號）

昭和六年法律第四十號第一條第二項ノ規定ニ依リ産業ノ種類左ノ通り指定ス

二硫化炭素製造業

精糖製造業

揮發油製造業又ハ揮發油販賣業（常時月額十萬兩以上ノ製造又ハ販賣ヲ爲スモノ）

昭和八年十二月十八日印刷
昭和八年十二月二十日發行

臨時產業合理局

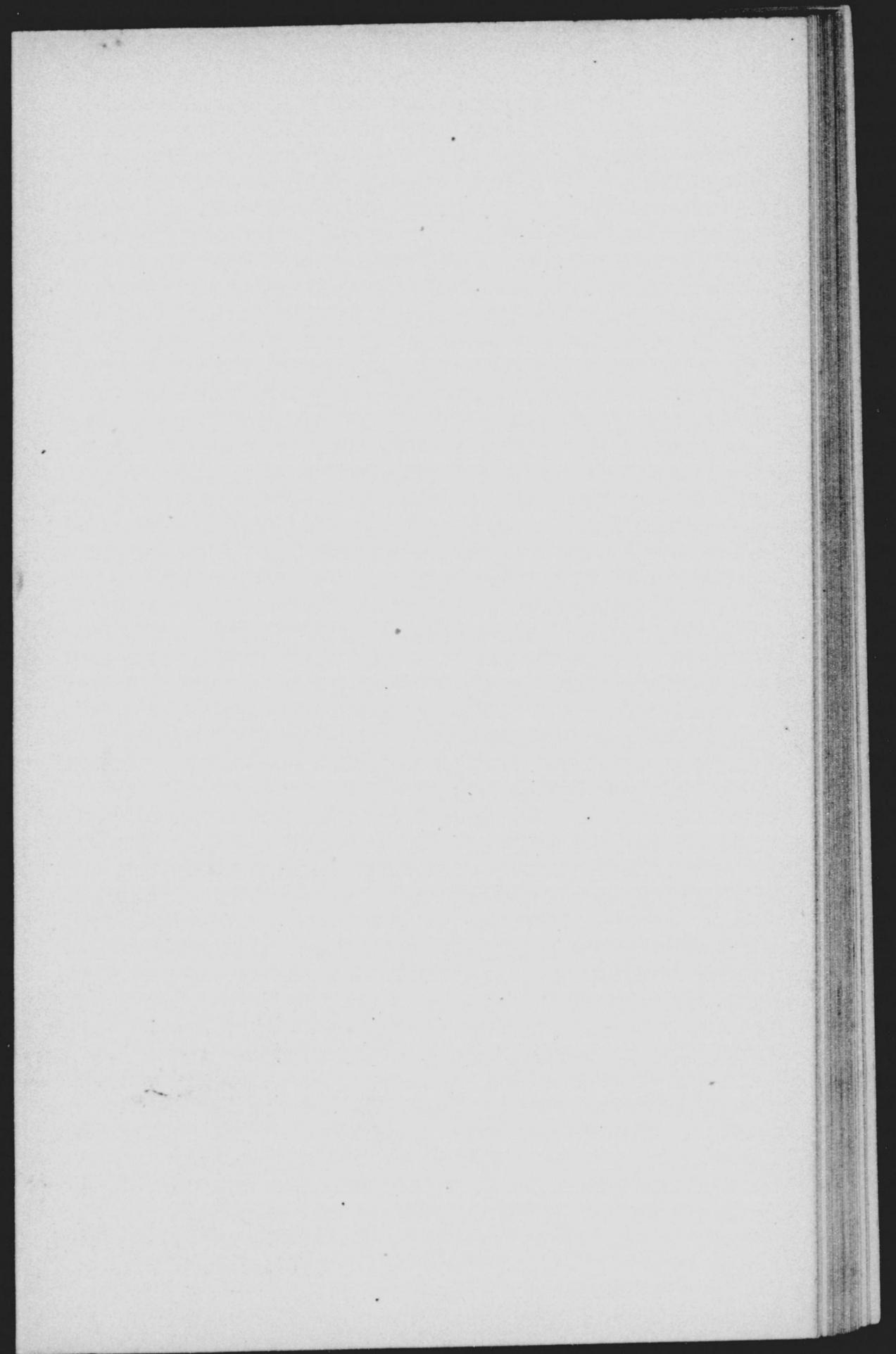
印刷者 石井精一郎
東京市京橋區西八丁堀三丁目七ノ一六

印刷所 安信舎印刷所
東京市京橋區西八丁堀三丁目七ノ一六
電話京橋二四九四番

昭和產業合衆會

東京支店 二丁目四番
定 時 會 期 隔 週
東京市丸の内區本町一丁目
昭 和 十 一 年 十 一 月 一 日
東京市丸の内區本町一丁目
昭 和 十 一 年 十 一 月 一 日

昭和八年十二月二十日發行
昭和八年十一月十五日發行



PATENTED NO. 119016
 CAT. NO. 853
 "F-M"
PAMPHLET BINDERS
 are carried in stock in the following sizes

Catalog No.	High	Wide	Thick
851 (菊倍)	30. cm.	x 22.5 cm.	x 1 cm.
852 (四六倍)	26. "	x 18.5 "	x 1 "
853 (菊)	22.5 "	x 15. "	x 1 "
854 (四六)	18.5 "	x 12.5 "	x 1 "
855 (特)	24. "	x 15. "	x 1 "

Special sizes are made to order
Library Supplies in All Kinds
F. MAMIYA & CO
 OSAKA-TOKYO-FUKUOKA

